

# 四日市港管理組合公報

第1064号

令和3年3月23日

火曜日

## 目次

### 規 則

- 四日市港管理組合行政組織規則の一部を改正する規則 (総務課) 2
- 住居手当に関する規則の一部を改正する規則 (総務課) 3
- 四日市港管理組合補助金等交付規則の一部を改正する規則 (総務課) 4
- 四日市港管理組合港湾施設条例施行規則の一部を改正する規則 (港営課) 4
- 臨港地区内の分区における構築物の規制条例施行規則の一部を改正する規則 (港営課) 5
- 四日市港管理組合プレジャーボート等のけい留保管の適正化に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (港営課) 5

### 訓 令

- 四日市港管理組合事務決裁規程の一部を改正する訓令 (総務課) 6

### 告 示

- 四日市港管理組合港湾施設条例に基づく物揚場の指定 (港営課) 7

## 規 則

四日市港管理組合行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和3年3月23日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木英敬

四日市港管理組合規則第9号

四日市港管理組合行政組織規則の一部を改正する規則

四日市港管理組合行政組織規則（平成19年四日市港管理組合規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（経営企画部各課の分掌事務）</p> <p>第4条 総務課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) コンプライアンスに関すること</u></p> <p><u>(7)～(9) (略)</u></p> <p><u>(10) 職員の給与支給及び旅費支給に関すること。</u></p> <p><u>(11) 職員の諸手当の認定等に関すること。</u></p> <p><u>(12) 職員の児童手当の支給に関すること。</u></p> <p><u>(13) 非常勤職員の報酬等の支給、労働保険及び社会保険等に関すること。</u></p> <p>(14)～(23) (略)</p> <p><u>(24) 公正入札調査委員会に関すること。</u></p> <p><u>(25)～(44) (略)</u></p>	<p>（経営企画部各課の分掌事務）</p> <p>第4条 総務課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6)～(8) (略)</u></p> <p><u>(9)～(18) (略)</u></p> <p><u>(19)～(38) (略)</u></p>

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

住居手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和3年3月23日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木英敬

四日市港管理組合規則第10号

住居手当に関する規則の一部を改正する規則

住居手当に関する規則（昭和46年四日市港管理組合規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（権衡職員の範囲）</p> <p>第4条 条例第12条の3第1項第2号の規則で定める職員は、四日市港管理組合職員の給与に関する条例施行規則の規定によりその例によることとされる三重県人事委員会規則7—49（職員の単身赴任手当に関する規則）第5条第2項に該当する職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員を除く。）で、同項第3号に規定する満18歳に達する日後の最初の3月31日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動又は公署の移転の直前の住居であつた住宅（前条に規定する住宅を除く。）又はこれに準ずるものとして管理者の定める住宅を借り受け、月額<u>15,000円</u>を超える家賃を支払っているものとする。</p>	<p style="text-align: center;">（権衡職員の範囲）</p> <p>第4条 条例第12条の3第1項第2号の規則で定める職員は、四日市港管理組合職員の給与に関する条例施行規則の規定によりその例によることとされる三重県人事委員会規則7—49（職員の単身赴任手当に関する規則）第5条第2項に該当する職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員を除く。）で、同項第3号に規定する満18歳に達する日後の最初の3月31日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動又は公署の移転の直前の住居であつた住宅（前条に規定する住宅を除く。）又はこれに準ずるものとして管理者の定める住宅を借り受け、月額<u>8,000円</u>を超える家賃を支払っているものとする。</p>

附 則

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和4年3月31日において四日市港管理組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和2年四日市港管理組合条例第1号）附則第2項から第4項までの規定による住居手当を支給されている職員であつて、同年4月1日においても引き続き当該住居手当に係る住宅を借り受け、家賃を支払っているもののうち、同日に四日市港

管理組合職員の給与に関する条例（昭和41年四日市港管理組合条例第8号）第12条の3第1項各号に該当することとなるものについては、令和3年3月31日において支給されていた住居手当に係る住居手当に関する規則第5条第1項の規定により行われた届出（三重県人事委員会規則7—78（令和2年改正給与条例附則第2項から第4項までの規定による住居手当に関する規則）第7条において準用する住居手当に関する規則第5条第1項の規定による届出が行われた場合には、当該届出）を令和4年4月1日において支給されることとなる住居手当に係る同項の規定により行われた届出とみなす。

---

四日市港管理組合補助金等交付規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和3年3月23日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木英敬

四日市港管理組合規則第11号

四日市港管理組合補助金等交付規則の一部を改正する規則

四日市港管理組合補助金等交付規則（平成18年四日市港管理組合規則第7号）の一部を次のように改正する。

第1号様式及び第2号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、「印」を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の四日市港管理組合補助金等交付規則の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、改正後の四日市港管理組合補助金等交付規則の規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。

---

四日市港管理組合港湾施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和3年3月23日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木英敬

四日市港管理組合規則第12号

四日市港管理組合港湾施設条例施行規則の一部を改正する規則

四日市港管理組合港湾施設条例施行規則（昭和41年四日市港管理組合規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2号様式の5及び第5号様式から第8号様式までの規定中「印」を削り、第3号様式、第4号様式、第9号様式及び第10号様式中「㊟」を削る。

## 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の四日市港管理組合港湾施設条例施行規則（次項において「旧規則」という。）の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、改正後の四日市港管理組合港湾施設条例施行規則の規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。
- 3 この規則の施行の日前に、旧規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

---

臨港地区内の分区における構築物の規制条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和3年3月23日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木英敬

四日市港管理組合規則第13号

臨港地区内の分区における構築物の規制条例施行規則の一部を改正する規則

臨港地区内の分区における構築物の規制条例施行規則（昭和41年四日市港管理組合規則第13号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「㊟」を削る。

## 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の臨港地区内の分区における構築物の規制条例施行規則（次項において「旧規則」という。）の規定に基づいて提出されている申請書は、改正後の臨港地区内の分区における構築物の規制条例施行規則の規定に基づいて提出された申請書とみなす。
- 3 この規則の施行の日前に、旧規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

---

四日市港管理組合プレジャーボート等のけい留保管の適正化に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和3年3月23日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木英敬

四日市港管理組合規則第14号

四日市港管理組合プレジャーボート等のけい留保管の適正化に関する条例施行規則の一部を改正する規則

四日市港管理組合プレジャーボート等のけい留保管の適正化に関する条例施行規則（令和2年四日市港管理組合規則第1号）の一部を次のように改正する。

第1号様式、第2号様式、第4号様式から第7号様式まで、第9号様式から第11号様式まで及び第13号様式中「㊤」を削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の四日市港管理組合プレジャーボート等のけい留保管の適正化に関する条例施行規則（次項において「旧規則」という。）の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、改正後の四日市港管理組合プレジャーボート等のけい留保管の適正化に関する条例施行規則の規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。
- 3 この規則の施行の日前に、旧規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

訓 令

四日市港管理組合訓令第2号

庁 中 一 般

四日市港管理組合事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定めます。

令和3年3月23日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木 英 敬

四日市港管理組合事務決裁規程の一部を改正する訓令

四日市港管理組合事務決裁規程（平成8年四日市港管理組合訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表1個別決裁事項の表第23号の項中第12号を第13号とし、第3号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

3 財務規則第16条の規定による 予算の執行委任									○	
-----------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

## 告 示

四日市港管理組合港湾施設条例に基づく物揚場の指定

四日市港管理組合告示第2号

四日市港管理組合港湾施設条例（昭和41年四日市港管理組合条例第3号）別表の備考10の規定により次のとおり物揚場を指定します。

令和3年3月23日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木英敬

名 称	水深	延長	所 在 地	指定年月日
千歳町4号物揚場	-1.5m	260m	図示	令和3年4月1日
千歳町7号物揚場	-2.0m	183m	〃	令和3年4月1日

関係図面は、四日市港管理組合経営企画部港営課に備え置いて、縦覧に供します。

---

発行 四日市港管理組合

三重県四日市市霞二丁目1-1

四日市港管理組合経営企画部総務課

電話 059-366-7006

四日市港管理組合公報は、四日市港管理組合ホームページにも掲載しています。

<http://www.yokkaichi-port.or.jp/>

---

